

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2993号から第2996号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の4件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2993号】
- (2) 「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2994号】
- (3) 「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2995号】
- (4) 「特定年月日1に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」及び「特定年月日2に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2996号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2993	令和3年3月21日	令和3年4月1日	令和3年6月14日	令和3年8月3日	個人	市長
2994	令和3年3月21日	令和3年4月1日	令和3年6月14日	令和3年8月3日	個人	市長
2995	令和3年3月21日	令和3年4月1日	令和3年6月14日	令和3年8月3日	個人	市長
2996	令和3年3月21日	令和3年4月1日	令和3年6月29日	令和3年8月11日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2993	「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
		<p>保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者氏名、薬局対応者、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別及び処方せんに記載された薬剤師名（以下「薬剤師名」という。） <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方せんに記載された医薬品名及び規格並びに実際に調剤された医薬品名及び規格 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p>	
2994	<p>「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <hr/> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>旧条例第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱い処方せん数 <p>（法人の内部管理に関する情報であり、開示する事により、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）</p> <p>旧条例第7条第2項第6号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報 <p>（開示することにより、是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	原処分妥当
2995	<p>「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <hr/> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>旧条例第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱い処方せん数 <p>（法人の内部管理に関する情報であり、開示する事により、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の内容 	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
		<p>(法人の名誉、社会的評価を損ね、当該法人に対し不利益となるおそれがあるため。)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号アに該当</p> <p>・調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報</p> <p>(開示することにより、是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>	
2996	<p>「特定年月日1に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」(以下「文書1」という。)及び「特定年月日2に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」(以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <hr/> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・文書1のうち相談者氏名、薬局対応者、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別及び薬剤師名並びに文書2のうち相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p>・文書1のうち処方せんに記載された医薬品名及び規格並びに実際に調剤された医薬品名及び規格</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。)</p> <p>旧条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・文書2のうち取扱い処方せん数</p> <p>(法人の内部管理に関する情報であり、開示する事により、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</p> <p>・文書2のうち相談の内容</p> <p>(法人の名誉、社会的評価を損ね、当該法人に対し不利益となるおそれがあるため。)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号アに該当</p> <p>・文書2のうち調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報</p> <p>(開示することにより、是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2993	<p>《薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2993</p>	<p>号) 第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。</p> <p>横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票である。</p> <p>相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されているほか、相談に係る調剤に関する処方せんの内容、発行医師名、処方せんに記載された薬剤師氏名等が記載された別紙が添付されている。</p> <p>横浜市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、処方せんに記載された医薬品名及び規格、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別、薬剤師名並びに実際に調剤された医薬品名及び規格を旧条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において相談者氏名、薬局対応者の氏名及び薬剤師名のみの開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 相談者氏名は生活衛生課に相談をした個人の氏名、薬局対応者の氏名は生活衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名、薬剤師名は当該処方せんに医薬品を調剤した者として記載された薬剤師の氏名であるから、それぞれ本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>イ なお、審査請求人は、相談者氏名は、実施機関の薬事監視員が請求人への架電により明らかにしており、開示を拒む事由はない等と主張するが、開示請求権は何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者の個別的事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2994</p>	<p>《薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。</p> <p>横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センター（以下「生活衛生課」という。）が分掌している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、生活衛生課が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。</p>

答申 番号	判断の要旨
2994	<p>相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局の管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。</p> <p>横浜市長は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、薬局の管理者の勤務日・勤務時間等及び兼務許可を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、調査内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において薬局対応者の氏名及び薬局の管理者の勤務日・勤務時間等の開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 薬局対応者の氏名は、生活衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名であるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>イ 次に、審査請求人は、「薬局対応者が管理者の場合は、勤務日・勤務時間等を求める」と主張する。しかし、実際に立入検査等に対応した者が薬局管理者であったか否かにかかわらず、薬局管理者の勤務日・勤務時間等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2995	<p>《薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。</p> <p>横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センター（以下「生活衛生課」という。）が分掌している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、生活衛生課が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。</p> <p>相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。</p> <p>横浜市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、薬局管理者の勤務日・勤務時間等及び兼務許可を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、調査の内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2995	<p>審査請求人は、審査請求書において「対象文書の非開示にした薬局対応者、立入検査結果、指摘、改善指示事項、当該薬局から徴収した報告書の薬剤室周辺の構造設備に関して」開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>薬局対応者の氏名は、生活衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名であるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号アの該当性について》</p> <p>当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、相談受付・整理票の「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には立入検査等に係る調査の結果及び当該結果に基づく特定法人特定薬局の設備の配置等についての指導内容が記載され、薬事監視票には立入検査等をした監視項目に監視員が記号を付していることが認められた。</p> <p>これらの部分は、審査請求人が開示を求める情報であると考えられるが、当該情報が公になることで、実施機関が薬局に対して行う立入検査の検査方法や改善指示の傾向を把握できることとなる。そうすると、薬局が指摘を免れるために不当な対策を行うことを容易にするなどして、立入検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの部分は本号アに該当する。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2996	<p>《薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について》</p> <p>法第69条第2項では、法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確認するために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。</p> <p>横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センター（以下「生活衛生課」という。）が分掌している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>文書1は、生活衛生課が特定年月日1に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票である。</p> <p>文書1には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談内容、生活衛生課の対処方針及び立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されているほか、相談に係る調剤に関する処方せんの内容、発行医師名、処方せんに記載された薬剤師氏名等が記載されている。</p> <p>文書2は、生活衛生課が特定年月日2に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。</p> <p>文書2のうち相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。</p> <p>横浜市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求文書のうち相談者氏名等を旧条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、文書2のうち取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、文書2のうち調査内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示</p>

答申 番号	判断の要旨
2996	<p>としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において「対象文書の非開示にした立入検査の結果、指摘、改善指示事項等」の開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号アの該当性について》</p> <p>当審査会が文書2を見分したところ、相談受付・整理票の「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には立入検査等に係る調査の結果及び当該結果に基づく特定法人特定薬局への指導内容が記載され、薬事監視票には立入検査等をした監視項目に監視員が記号を付していることが認められた。</p> <p>これらの部分は、審査請求人が開示を求める「立入検査結果、指摘、改善指示事項」に当たる情報であると考えられるが、当該情報が公になることで、実施機関が薬局に対して行う立入検査の検査方法や改善指示の傾向を把握できることとなる。そうすると、薬局が指摘を免れるために不当な対策を行うことを容易にするなどして、立入検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの部分は本号アに該当する。</p> <p>《その他》</p> <p>ほかに審査請求人が文書1についても開示を求める「対象文書の非開示にした立入検査の結果、指摘、改善事項等」（以下「検査結果等」という。）については、当審査会が文書1を見分したところ、非開示部分には検査結果等に該当する記載はなかったため、開示すべき部分があるとは認められない。なお、「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には「聞き取り及び現地調査は次のとおり」として検査結果等が記載されていたが、当該記載は本件処分において開示されている。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(3号イ省略、第4号及び5号省略)

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(6号イからオまで省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881